



# 宮 崎 県 公 報

令和 7 年 9 月 4 日（木曜日） 第 643 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

## 目 次

### 規 則

○建築基準法施行細則の一部を改正する規則……（建築住宅課） 1

### 告 示

○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更（2件）……（福祉保健課） 2

○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止……（ " ） 3

○指定障害児通所支援事業者の指定……（障がい福祉課） 3

○保安林の指定（2件）……（自然環境課） 3

○保安林の指定予定……（ " ） 4

○道路の区域の変更（5件）……（道路保全課） 4

○道路の供用の開始（4件）……（ " ） 5

○道路の占用を制限する区域の指定（2件）……（ " ） 6

○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定……（建築住宅課） 6

○宮崎県収入証紙売りさばき人の指定の取消し……（会計課） 6

### 公 告

○落札者等の公告…… 6

### 公安委員会公告

○警備員指導教育責任者講習の実施について…… 6

### 監査委員公告

○監査結果の公表…… 7

○監査結果に基づき講じた措置の公表…… 8

## 規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第51号

#### 建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和46年宮崎県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前                                     | 改正後                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （建築物の定期報告）<br>第 7 条 〔略〕<br>2 〔略〕        | （建築物の定期報告）<br>第 7 条 〔略〕<br>2 〔略〕<br>3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第 282号）第 2 の規定により知事が付加する法第12条第 1 項に規定する調査及び同条第 2 項に規定する点検の項目、方法及び結果の判定基準（第 9 条第 3 項において「知事が付加する調査項目等」という。）は、別表のとおりとする。               |
| （建築設備等及び工作物の定期報告）<br>第 9 条 〔略〕<br>2 〔略〕 | （建築設備等及び工作物の定期報告）<br>第 9 条 〔略〕<br>2 〔略〕<br>3 防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成28年国土交通省告示第 723号。以下この項において「告示」という。）別表第 1 に掲げる検査項目のうち知事が付加する調査項目等に相当するものにあつては、告示別表第 1 の規定により、前項の知事への報告（法第12条第 3 項の規定による報告に限る。）を要しない。 |
| 附 則<br>〔略〕                              | 附 則<br>〔略〕<br>別表（第 7 条関係）                                                                                                                                                                                                                       |

| (い)調査項目                         |                               |                                   | (ろ)調査方法                                                                     | (は)判定基準                                                    |
|---------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| (一)<br>(二)<br>(三)<br>(四)<br>(五) | 常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。） | 閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況 | 目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。                                           | 物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。                      |
|                                 |                               | 扉の取付けの状況                          | 目視等又は触診により確認する。                                                             | 取付けが堅固でないこと。                                               |
|                                 |                               | 扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況                 | 目視等により確認する。                                                                 | 変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。                         |
|                                 |                               | 固定の状況                             | 目視等により確認する。                                                                 | 常閉防火扉が開放状態に固定されていること。                                      |
|                                 | 人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉         | 作動の状況                             | 扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。 | 防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。 |

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

